7 南アルプスエコパークについて

南アルプス地区は昭和39年6月に国立公園に指定されており、平成25年9月にはエコパークとしてユネスコに推薦されるなど自然環境上重要な地域である。

一方で静岡県内の対象事業実施区域及びその周囲においては昭和3年に田代ダムと山梨県早川町の発電所に送水するためのトンネルが建設された。平成2年には赤石ダムと赤石発電所、取水堰堤1箇所が建設され、平成8年には赤石沢発電所と二軒小屋発電所、5箇所の取水堰堤、送水のためのトンネル約15kmが建設された。

また、明治 29 年から始まった森林の伐採には、最盛期には約 800 人が従事していたと記録されており、図 7-1 に示すように過去 150 年で伐採の記録が無いとされる地域は主に長野県境に近い国立公園区域とその周辺だけであり、原生自然はこの地域にのみ残されていると考えられる。

平成 25 年 9 月に登録が申請された南アルプスエコパークにおいても「厳格に保護され、長期的に保全される地域である『核心地域』」については主に原生自然が残されていると考えられる国立公園区域内に計画されている。また「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については主に国立公園区域の周辺に計画されている。

過去 150 年に伐採されたとされる区域については概ね「居住区、地域社会や経済発展が図られる地域である『移行地域』」として計画されており、ダムや堰堤、発電所とそれらに付随する導水管が設置されている箇所についても全てこの区域に含まれている。エコパーク計画における地域分けは図 7-2 に示すとおりである。

本事業における非常口や発生土置き場などの概ねの候補地は、過去に伐採され電力会社が使用した工事ヤード跡地や人工林等を選定しており、エコパーク計画においてすべて居住や経済活動が可能な「移行地域」に含まれている。

路線の一部は厳重に保護される「核心地域」や研究やレジャーに利用される「緩衝地域」を 通過するが、南アルプスではすべてトンネル構造とすることから地表部は改変しない。

エコパークの審査基準を表 7-1 に示す。「移行地域」の審査基準として「核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること」「緩衝地域を支援する機能を有すること」「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」の三点が示されている。

工事の実施段階には静岡市と情報交換に努め、できるかぎり本事業とエコパーク計画との整合を図る予定であり、「緩衝地域を支援する機能」や「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組の推進」を阻害しないように計画できるものと考えている。

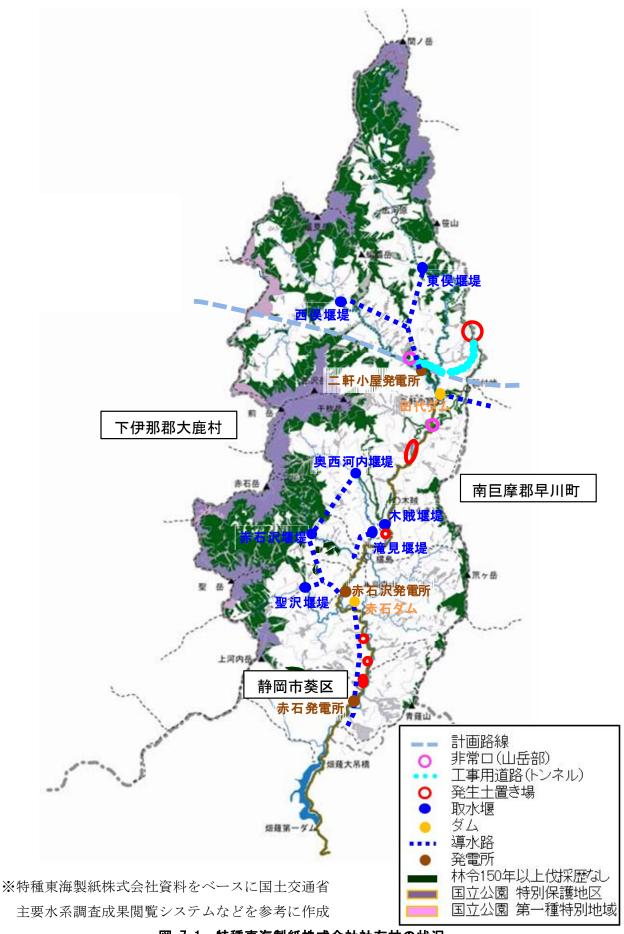


図 7-1 特種東海製紙株式会社社有林の状況

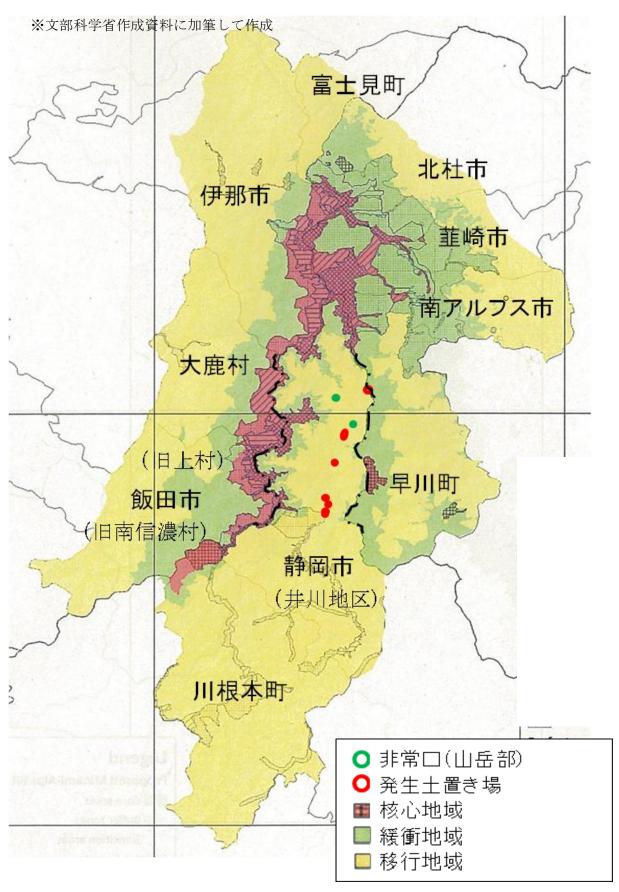


図 7-2 南アルプスエコパークのゾーニングほか

表 7-1 日本ユネスコ国内委員会生物圏保存地域(エコパーク)審査基準

| 核心地域 | 緩衝地域 | 移行地域 |
|---------------------------------|-----------------|----------------|
| ・法律やそれに基づく制度等に | ・核心地域の周囲又は隣接する | ・核心地域及び緩衝地域の周囲 |
| よって、長期的な保護が担保 | 地域であり、核心地域のバッ | 又は隣接する地域であること |
| されていること | ファーとしての機能を果たし | ・緩衝地域を支援する機能を有 |
| 次のカテゴリーの一つ以上に | ていること | すること |
| 合致していること | ・核心地域に悪影響を及ぼさな | ・自然環境の保全と調和した持 |
| (ア) 生物地理学的区域を代 | い範囲で、持続可能な発展の | 続可能な発展のためのモデル |
| 表する生態系であること | ための地域資源を生かした持 | となる取組を推進しているこ |
| (イ) 生物多様性の保全の観 | 続的な観光であるエコツーリ | ک |
| 点から重要な地域である | ズム等の利用がなされている | |
| こと | <i>ڪ</i> ک | |
| (ウ) より自然の状態に復旧 | ・環境教育・環境学習を推進し、 | |
| でき得る変形あるいは破 | 自然の保全・持続可能な利活 | |
| 壊された生態系の実例 | 用への理解の増進、将来の担 | |
| (エ) 絶滅危惧種等希少な動 | い手の育成を行っていること | |
| 植物が生息あるいは生育 | | |
| していること | | |
| ・動植物相や植生等の調査の蓄 | | |
| 積があり、公開に努めている | | |
| こと | | |
| | | |

平成 23 年 9 月 28 日

平成24年6月12日一部改正

日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会、人間と生物圏(MAB)計画分科会決定

※「エコパーク」は日本国内での呼び方であり、正式には「Biosphere Reserve:通称 BR (日本語訳:生物圏保存地域)」